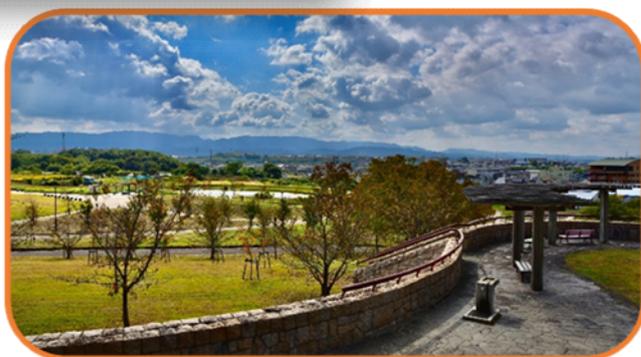
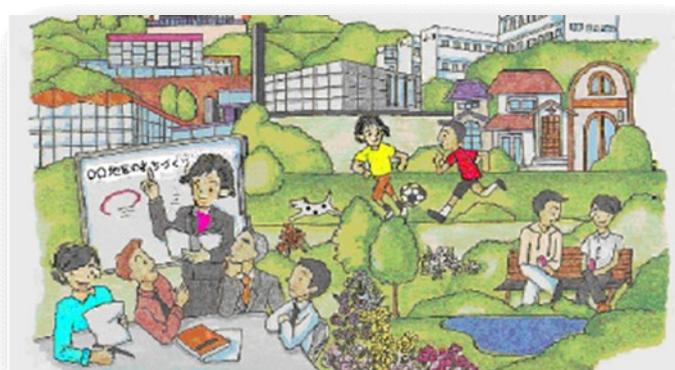


和泉市住宅まちづくり 協議会等助成金交付制度

まちづくりのルールをつくってみませんか？
あなたの住宅まちづくり活動を助成します



和泉市

1-1 はじめに

まちづくり活動の中心と考えられるものは、市民が自らの知恵と力を出し合って取り組む「まちづくりの初動期」であり、地域のまちづくりについて継続して活動するための組織づくりの段階から、まちづくり活動のための学習会や活動内容を周知するための広報活動、講演会などを経て、住民総意のまちづくりのルール策定といった段階が主要な支援の時期と考えられます。

特に、このようなまちづくりの初動期における活動に要する経費の一部を支援することで、まちづくりに取り組もうとする市民の負担の軽減が図られ、地域におけるまちづくり活動に対する気運の盛り上がりや組織づくりのきっかけにつながるものと考えております。

そこで市では、地域特性を活かした市民主体のまちづくりを進めるため、市民による積極的なまちづくり活動を掘り起こし、その活動の初動期における活動事業やその経費に対して助成を行うことといたしました。

1-2 住宅まちづくり活動とは？

本制度でいう「住宅まちづくり活動」は概ね次の目的や取組み内容をもつ市民による活動をいいます。

- ◎自らが居住し、又は土地若しくは住宅を所有する区域の良好な住宅まちづくりを行うことを目的とした活動
 - ◎和泉市良好な住環境を守り育てる住宅まちづくり基本条例(住宅まちづくり基本条例)に規定するまちづくりであり、その活動は、住環境(住宅及び住宅が立地する周辺区域における住宅地としての安全性、快適性及び利便性に係る環境)の保全及び育成を図るための取組みを行うもの
- ※福祉、教育、環境、商工業振興、防犯等に係る取組みなどを行う市民組織は、対象外となります。

2 助成金交付制度概要

(1) 助成対象となる市民組織（位置付けと認定）

助成対象とする市民組織は、次に位置付けられるもので、市長の認定（表－1）を受けた団体となります。

①住宅まちづくり協議会

（住宅まちづくり基本条例に規定するもの）

組織

- ・当該区域の住民等の多数によって組織され、かつ、その活動が当該区域の住民等の多数の支持を得ていると認められるものであること。
（多数の支持：3分の2以上の賛同）
- ・活動目的等を定めた規約を制定していること。

活動

- ・自らが居住し、又は土地若しくは住宅を所有する区域の良好な住宅まちづくりを行うことを目的した団体で、地域におけるまちづくりの将来像についての地域合意を図るため、調査、研究、検討等の実践活動を行う。
- ・住宅まちづくりの提案を行う。
- ・住民協定の締結等。

②住宅まちづくり研究会

（和泉市住宅まちづくり協議会等助成金交付要綱施行基準に規定するもの）

組織

- ・住宅まちづくり協議会の設立を目的とした団体で、住宅まちづくり協議会において活動を予定する区域に居住し、又は土地若しくは住宅を所有する20人以上の住民等によって組織されているもの。
- ・活動目的等を定めた規約を制定していること。

活動

- ・住宅まちづくり協議会の設立を目的に地域の現状把握を行い、問題及び課題について調査、研究を行うとともに、地域におけるまちづくりの方向性を具体化するための検討等を進める。

(2) 認定手続のながれ

(表-1)

	住宅まちづくり協議会	住宅まちづくり研究会
根拠規程	<ul style="list-style-type: none"> 和泉市良好な住環境を守り育てる住宅まちづくり基本条例 同施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> 和泉市住宅まちづくり協議会等助成金交付要綱 同施行基準
認定申請	住宅まちづくり協議会認定申請書（様式第1号） 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 規約 構成員の範囲を示す書面（様式第2号） 役員の名簿（様式第3号） 活動区域を示す図面 活動実績又は活動予定に関する書面（様式第4号） 活動が区域住民等の多数の支持を得ていることを明らかにすることができる書面（様式第5号） 	住宅まちづくり研究会認定申請書（様式第1号） 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 規約 役員の名簿（様式第2号） 会員の名簿（様式第3号） 活動区域を示す図面 活動計画に関する書面（様式第4号）
認定可否決定	設置目的、認定基準に適合していることが必要です。	設置目的、認定基準に適合していることが必要です。
認定通知	住宅まちづくり協議会認定通知書により、認定の可否を申請者に通知します。	住宅まちづくり研究会認定通知書により、認定の可否を申請者に通知します。
認定公表	市広報へ掲載します。	

(3) 助成対象事業及び経費

次表（表－２，表－３）に掲げる事業及びその経費について、予算の範囲で助成を行います。

ただし、和泉市補助金交付要綱等により他の補助金を受けているものは除きます。

①住宅まちづくり協議会及び住宅まちづくり研究会 (表－２)

事業内容		事業経費
・住宅まちづくり協議会又は住宅まちづくり研究会の事務運営及び連絡調整活動	→	・印刷製本費、郵送料及び会議室借上費
・会報、パンフレット等の発行及び配布等の広報活動	→	・印刷製本費及び郵送料
・地域住民への啓発活動等	→	・印刷製本費、郵送料及び会議室借上費
・研修会、講演会等の開催及び他団体主催の研修会、講演会等への参加等	→	・会場借上費、講師謝礼金、印刷製本費及び郵送料並びに他団体主催の研修会、講演会等への参加に要する負担金及び交通費
・地域の抱える問題又は課題についての調査研究に要する図書購入	→	・消耗品費

②住宅まちづくり協議会 (表－３)

・住宅まちづくり協議会が行う住宅まちづくり提案の策定	→	・印刷製本費
----------------------------	---	--------

(4) 助成内容

予算の範囲内で事業経費（表－２，表－３）の２分の１以内とし、それぞれ次のものを限度とします。

	住宅まちづくり協議会	住宅まちづくり研究会
・助成額	年２０万円を限度	年１０万円を限度
・助成期間	３年間を限度	２年間を限度

(5) 交付決定の取り消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、交付の取り消し又は変更することとなります。

- ・ 助成事業を中止し、又は廃止したとき。
- ・ 助成事業の執行の方法が不適切であるとき。
- ・ この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- ・ この要綱に基づき提出する書類に虚偽の事項を記載したとき。

(6) 助成金の返還

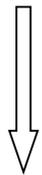
助成事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- ・ 助成事業を中止、又は廃止したとき。
- ・ 助成金を交付目的以外の目的に使用したとき。
- ・ 書類に虚偽の事項を記載することその他不正な手段により助成金を受領したとき。
- ・ 前3に掲げるもののほか、この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(7) 助成金交付申請手続きのながれ

助成金の交付申請 (和泉市住宅まちづくり協議会等助成金交付要綱)

□助成金交付申請 (助成事業者)



和泉市住宅まちづくり協議会等助成金交付申請書 (様式第1号)

添付書類

- ・ 住宅まちづくり活動計画書 (様式第2号)
- ・ 住宅まちづくり活動スケジュール表 (様式第3号)
- ・ 住宅まちづくり活動収支計画書 (様式第4号)

※申請期日：毎年6月30日までに提出が必要です。

■助成金交付決定 (和泉市)



和泉市住宅まちづくり協議会等助成金交付決定通知書 (様式第5号)

概算払いによる交付

□助成金の請求（助成事業者）

和泉市住宅まちづくり協議会等助成金請求書（様式第6号）

添付書類

- ・和泉市住宅まちづくり協議会等助成金交付決定通知書写し

※請求期日：交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内。

助成事業の完了

□完了実績報告（助成事業者）

和泉市住宅まちづくり協議会等助成金完了実績報告書（様式第7号）

添付書類

- ・和泉市住宅まちづくり活動実績報告書（様式第8号）
- ・和泉市住宅まちづくり活動収支決算報告書兼助成金清算書（様式第9号）
- ・領収書等証拠書類

※提出期日：助成事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は、完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日まで。

■助成金の額の確定通知（和泉市）

和泉市住宅まちづくり協議会等助成金確定通知書（様式第10号）

□助成金の返納（助成事業者）

助成事業者は、概算払いを受けた額が助成金確定金額を超えている場合は、その差額を返納していただきます。

3 住宅まちづくり活動のすすめ

(1) 『まちづくり』を考える組織づくり

住み良いまちをつくっていくためには、市民のみなさんと行政などが協力しあって、住民総意に基づくまちづくり提案づくりや合意形成をしていくことが重要です。

したがって、自分たちのまちをどのような「住みよいまち」にするかなど住民総意のまちづくりを考える場として一定のまとまりのある区域（※1）をもとにしたまちづくり活動を行っていく団体（協議会や研究会）の組織づくりが必要です。

このまちづくり組織の様々な活動は、地域のコミュニケーションを高めていくことや、まちづくりの機運を盛り上げていくことにもつながります。

（※1. 町会、自治会、班、団地毎など地域のコミュニティの単位が想定されます。良好な住環境の形成を目的とすることから、あまり大規模な単位（学校区単位など）や小規模な単位（街区単位など）は好ましくありません。）

(2) 『住宅まちづくり活動』の取り組み

住宅まちづくり活動は、市民のみなさんが中心となって、行政と協力しながら進められていきます。住宅まちづくり活動の目的の一つである『住宅まちづくり提案』や活動する段階でみられる主な取り組みを紹介します。

○まちの問題点や良いところ、残しておきたい所を出し合う。

『タウンウォッチング』つまりは、住宅まちづくり活動を行おうとする区域のまちなかを歩いてみて、問題となることがらや良いところ、残しておきたいまちの景観などを探します。

○専門知識を学習する。

まちづくりのためのルールとして、様々な手法や制度があります。（建築協定や地区計画、市独自の「まちなみ地区指定」などが代表的なものです。）

これらルールを知り、自分たちのまちづくりに何が適するのかを研究します。

○広報活動を行う。

まちづくり活動を広く住民の方々に知ってもらうことが、住民総意のまちづくりにつながります。このために、まちづくり活動を紹介するビラやパンフが有効です。

○多くの人に参加できる機会をつくる。

専門家の意見を聞くための学習会や講演会の開催などを行うことで、まちづくりが地域住民への周知や住宅まちづくり活動の機運を高めることにつながります。

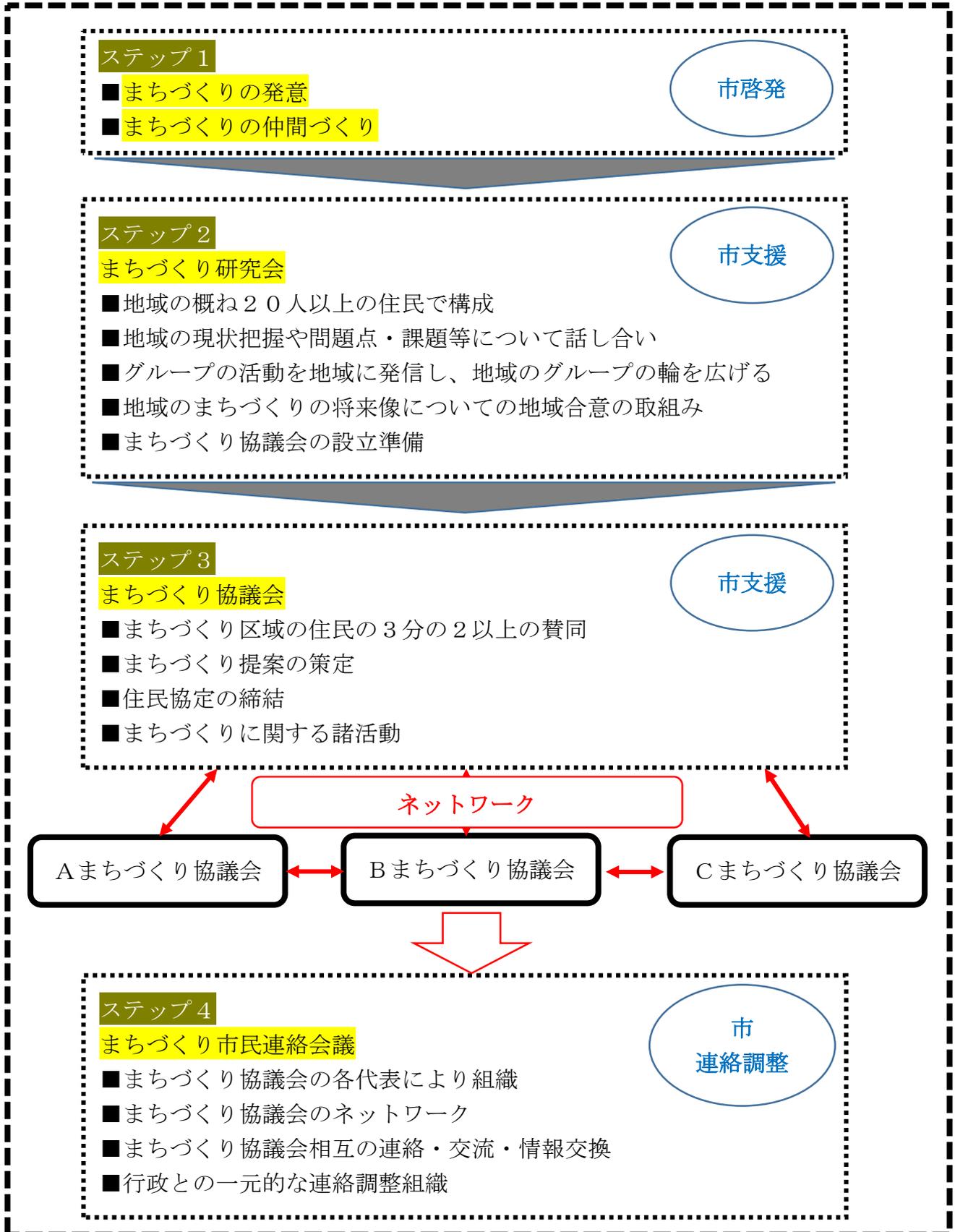
(3) 『住宅まちづくり提案』の策定から『住民協定』の締結へ

住宅まちづくり協議会が自ら居住等する区域の良好な住環境の保全及び育成を図るため、当該区域の土地利用又は住環境の整備に関する提案を『住宅まちづくり提案』として策定します。

それをまちづくりのルールとして、その住宅まちづくり提案の内容に基づき、相互に遵守すべき事項について『住民協定』を締結することができます。

この『住民協定』を市長が承認した区域において、開発事業が行われる場合、区域の住民等は事業者に対し住民協定を遵守することを求めることができます。また、市は住民協定を遵守するよう指導及び勧告することができます。

5 住宅まちづくり活動市民組織のステップ



お問合せ

和泉市都市デザイン部

都市政策室

TEL 0725-99-8140